

西尾市きららテニスコート使用料

| 施設名 | 区分 | 単位 | 金額 |
|------------------|----|-----|------|
| 西尾市きららテニスコート | 1面 | 1時間 | 300円 |
| 西尾市きららテニスコート照明設備 | 1面 | 1時間 | 300円 |

備考

- 1 西尾市きららテニスコートの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- 2 アマチュアスポーツ以外の目的で屋外施設を利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。
- 3 営利宣伝目的で屋外施設を利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 4 入場料又はこれに類するものを徴収して屋外施設を利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 5 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額とする。ただし、夜間の延長は許可しない。
- 6 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 7 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 8 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。